

VISAカード&マスターカード法人会員規定(ビジネスカード用)

VISA カード&マスターカード法人会員特約(ビジネスカード用)

第1条 (当行からの相殺)

1. 会員および使用者が、本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務を履行しなければならないときは、その債務と当行に対する会員および使用者の預金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はいつでも相殺することができるものとします。この場合、当行は会員および使用者に対して充当した結果を通知するものとします。
2. 前項によって相殺または払戻充当をする場合には、債権債務の利息、清算金、損害金、違約金等の計算については、その期間を計算実行の日までとします。また、利率・料率等について借主と銀行間に別の定めがない場合には銀行が一般に認められている基準に基づいて定めるところによるものとし、実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

第2条 (会員および使用者からの相殺)

1. 会員および使用者は、弁済期にある預金その他の債権と本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、相殺計算をする日の7日前までに当行に書面により通知するものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに当行に提出していただきます。
2. 前項によって相殺または払戻充当をする場合には、債権債務の利息、清算金、損害金、違約金等の計算については、その期間を相殺通知の日までとし、利率および料率は当行の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

第3条 (相殺における充当の指定)

1. 当行から相殺する場合に、会員および使用者が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、会員および使用者はその指定に対して異議を述べることはできません。
2. 会員および使用者から返済または相殺をする場合に、会員および使用者が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、会員および使用者はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。会員および使用者が相殺したときの充当指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短、割引手形または割引電子記録債権の決済見込などを考慮して、当行の指定する順序方法により充当することができます。この場合、当行は本会員に充当結果を通知するものとします。なお、会員および使用者がどの返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができ、会員および使用者はその指定に対して異議を述べることはできません。

3. 会員および使用者の当行に対する債務のうち1つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて前項の会員および使用者の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ担保、保証の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項なお書き、または第3項によって、当行が指定する本会員および使用者の債務について期限の未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

第4条（銀行取引約定書・根担保の被担保債権）

1. 会員が当行に銀行取引約定書（以下同約定書とする）を差入れている場合、本取引を同約定書の適用範囲に含めるものとします。また、将来、同約定書を差し入れる場合においても、本取引をその適用範囲に含めるものとします。
2. 会員または会員のために第三者が当行へ根担保を差入れている場合、本取引にかかる債権を被担保債権に含めるものとします。また、将来差入れる担保についても、本取引をその被担保債権に含めるものとします。

VISAカード&マスターカード法人会員規約(ビジネスカード用)

第1部 一般条項

第1条（法人会員およびカード使用者）

1. 株式会社福岡銀行（以下「当行」という）に本規約を承認のうえ、入会申込みをした法人または非法人たる団体（以下まとめて「法人」という）のうち、当行が適格と認めた法人を法人会員（以下「会員」という）とします。また、当行が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。
2. 会員は、会員に所属する役員または従業員（臨時雇用、嘱託を除く）の中からクレジットカードを社用に利用する方を指定して当行に所定の方法で届け出るものとし、当行が適格と認めた方をカード使用者（以下「使用者」という）とします。なお、会員は、使用者の届出にあたり、使用者本人に本規約の内容を示し、理解をさせた上で承認を得るものとします。

第2条（カードの貸与と取扱い）

1. 当行は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を券面に印字または登録した会員の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字または登録された使用者本人以外使用できないものとします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項（第21条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当行が求めた場合にはこれに従うものとします。
2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。
3. カードの所有権は、当行に属しますので、会員および使用者が他人にカードを貸与・譲渡・質入・寄託またはカード

情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。

4. カードおよびカード情報の使用、管理に際して、会員または使用者が前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が正に利用された場合、会員および使用者は、連帯して本規約に基づきそのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。会員および使用者は、当行から会員および使用者のいずれかに対する履行の請求が、他方に対しても効力を生じるものとするに同意します（以下同じ）。
5. 当行が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様およびデザインは、VISA国際サービスアソシエーション（以下「国際提携組織」という）が定める規定により、当行が定めます。
6. カードの発行およびその他の取扱いは、本規約の定めによる他、当行および国際提携組織が定めるカード取扱要領によるものとします。会員は、カードの発行権および所有権が当行にあることを認めるものとします。

第3条（暗証番号）

1. 当行は、会員または使用者より申し出のあったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。ただし、申し出がない場合または当行が定める指定禁止番号を申出た場合は、当行所定の方法により登録します。また、会員および使用者は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. カード利用にあたり、登録された暗証番号が利用されたときは、当行に責のある場合を除き、会員および使用者は、そのために生ずる一切の債務についてすべて支払いの責を負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。

第4条（年会費）

会員は、当行に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は別途通知するものとし、支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第5条（カードご利用枠）

1. 会員のカードショッピングおよびキャッシュサービスの利用代金を合算した未決済残高の利用枠（以下「カードご利用枠」という）は、当行所定の方法により定めるものとします。
2. カードご利用枠のうち、キャッシュサービスの月間利用枠は、各カードにつき30万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。
3. 前2項のカードご利用枠は、会員または使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当行が必要と認める場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
 - ① 当行に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合
 - ② カードの利用状況および信用状況に応じて、審査のうえ当行が必要と認めた場合
 - ③ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当行が必要と認めた場合
4. 本条に定めるカードご利用枠は、当行所定の方法によりこれを増額できるものとします。なお、本条第2項に定める利用枠は、会員が希望した場合に増額するものとし、同項の定めにかかわらず、30万円を超えて増額できるものと

します。ただし、会員がカードご利用枠の増額を希望する場合は、当行所定の方法により申込みいただき当行が適当と認めた場合に増額するものとします。

第6条（複数枚カード保有における特約）

当行は、会員が当行から貸与された他のカードを所持している場合、前条のカードご利用枠を各々のカード毎に定めたカードご利用枠の合計額ではなく、すべてのカードを合算して別途定める金額とすることができるものとします。

第7条（カード利用代金債務）

1. 会員は、会員に対して貸与されたすべてのカード（以下「全カード」という）の利用による債務および本規約に基づく一切の債務について支払いの責を負うものとします。
2. 使用者は、使用者に貸与されたカードのカードショッピング利用に基づく債務および自己名義のクレジットカード管理上の責任に基づく債務（ただし、キャッシュサービスの利用に基づく債務は除きます）についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。

第8条（代金決済）

1. 会員が当行に支払うべきカード利用による代金、年会費および手数料等本規約に基づく一切の債務は、会員の預金口座からの口座振替により支払うものとします。ただし、当行が適当または必要と認めた会員は、当行指定の預金口座へ振込む方法により支払う等当行が別途定めた方法により支払うものとします。
2. 当行に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とし、締切日は毎月15日とします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。
3. 会員の預金口座の残高不足等により、当行に支払うべき債務の口座振替ができない場合には、当行は、当該金融機関との約定により、支払期日以降の任意の日において、会員が当行に対して支払うべき債務の一部または全部につき口座振替ができるものとします。
4. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含む）は、外貨額を国際提携組織の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当行が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算のうえ、前3項の定めによりお支払いいただきます。ただし、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
5. 当行は、前4項に定める会員の毎月の支払額を当月初旬に、当行の定める方法により、会員へご利用代金明細書または請求明細書にかかる情報を連携し、通知します。通知を受けた後10日以内に当行に対して異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。

第9条（支払金等の充当順序）

会員または使用者の弁済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき当行に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員または使用者への通知なくして、当行が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第10条（費用の負担）

1. 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当行が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。
2. 会員が支払期日において当行に支払うべき債務の口座振替、引落としもしくは自動払込みができない場合、または当行指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、当行所定の手数料を会員は負担するものとします。

第11条（退会）

1. 会員が退会をする場合は、所定の方法により当行の指定する金融機関または当行に届け出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当行に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。
2. 使用者が退会をする場合は、所定の方法により当行の指定する金融機関または当行に会員から届け出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当行に返却するものとします。
3. 前2項の場合、当行が適当と認めたときは、債務の全額を第8条の定めによりお支払いいただくことがあります。また、退会後においても、カードを利用したまたは会員番号を使用して生じたカードに係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。

第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）

1. 当行は、会員または使用者が利用枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合または延滞が発生するなどの利用代金の支払状況等の事情によっては、全カードまたは一部のカードの利用をお断りすることがあります。
2. 当行は、カードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当行が判断した場合、会員または使用者への事前通知なしに、カードショッピングおよびキャッシュサービスの全部または一部の利用を保留またはお断りすることがあります。
3. 会員または使用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合またはその他不審な場合などには、当行は加盟店等を通じて次の（1）、（2）の措置をとり、全カードまたは一部のカードの利用を一時停止することができるものとします。
 - (1) カードの回収
 - (2) カードショッピング、キャッシュサービスのカード利用の全部またはいずれかの停止
4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合またはその他当行において会員または使用者として不適格と認められた場合は、当行は通知・催告などをせずに会員資格ないし使用者資格を取り消すことができるものとします。会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当行に対する会員資格または使用者資格に基づく権利を喪失するものとします。
 - (1) 虚偽の申告をした場合

- (2) 本規約のいずれかに違反した場合
 - (3) 当行に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合
 - (4) 信用状態に重大な変化が生じた場合
 - (5) カードの利用状況が適当でないと当行が判断した場合
 - (6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合
 - (7) 使用者が会員の役員もしくは従業員でなくなった場合または会員から使用者資格の取消の申出があった場合（後者の場合において会員は、当行が使用者資格を取り消したことにより生じた使用者との紛争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当行が被った全損害を補償するものとします。）
 - (8) 使用者が死亡した場合または使用者の親族等から使用者が死亡した旨の連絡があった場合
 - (9) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (10) 会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 ⑤ その他前記①から④に準ずる行為
 - (11) 当行または当行の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他これらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等
 - (12) 会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当行が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合
 - (13) 当行から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記（1）から（12）に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合
5. 当行は、会員または使用者が前項第9号、第10号または第11号事由に該当した場合、会員および使用者

の保有する当行が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当行と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとし、

6. 会員は、本条第4項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当行に返還するものとし、また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当行に返還するものとし、また、会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当行に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとし、
7. 当行は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとし、また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとし、会員または使用者は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当行へ通知するものとし、
8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用した（利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る債務について、全て支払いの責を負うものとし、ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとし、
9. 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当行が必要と認めた場合には、使用者に当行が指定する書面の提出および当行が指定する事項の申告を求めることができるものとし、また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当行が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとし、
10. 当行は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当行所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員及び使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとし、
当行は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとし、
11. 当行は、当行が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当行が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよびキャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとし、
12. 当行は、当行における法令遵守の観点から当行が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとし、

第13条（付帯サービス等）

1. 会員または使用者は、当行または当行の提携会社が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員または使用者が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当行から会員に対し通知します。
2. 会員または使用者は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの

利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。

3. 会員または使用者は、当行が必要と認めた場合には、当行が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承諾します。
4. 会員または使用者は、第 1 1 条に定める退会をした場合、または第 1 2 条に定める会員資格の取消をされた場合、付帯サービス（会員資格取消前または退会前に取得済みの特典を含む）を利用する権利を喪失するものとします。

第 1 4 条（期限の利益の喪失）

1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。
 - (1) 支払の停止または破産、民事再生、特別清算または会社更生の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 会員規約第22条第1項の規定により会員資格を取り消されたとき
 - (4) 会員の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき
 - (5) カード改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不適当と認めたとき。
2. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、当行の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、使用者全員の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当行の請求により当該使用者の本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。
 - (1) 当行に支払うべき債務の履行を遅滞したとき。
 - (2) 本規約に定める事項の1つにでも違反したとき。
 - (3) 本規約に基づくカード取引に関し、当行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - (4) お支払い口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると当行が認めたとき。
 - (5) 前各号のほか当行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 会員は、反社会勢力の排除の事由により会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします
4. 会員は、前 2 項の債務を支払う場合には、当行の当社への持参または送金して支払うものとします。ただし、当行が適当または必要と認めた場合は、第 8 条の定めにより支払うものとします。
5. 本条第 1 項および第 2 項の定めにかかわらず、キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

第 1 5 条（遅延損害金）

1. 会員または使用者は、当行に対する支払い（付利単位 1 , 0 0 0 円）を遅滞した場合は支払い期日の翌日か

ら支払の日まで、また期限の利益を喪失した場合はその残債務元金（付利単位1, 000円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

2. 会員は、キャッシュサービスの支払い（付利単位1, 000円）について、これを遅滞した場合および期限の利益を喪失した場合は、前項に準じ、年20.0%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

第16条（紛失・盗難・偽造）

1. カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員および使用者は、連帯して本規約に基づきその利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードまたはカード情報の利用により発生する債務についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。
2. 会員および使用者は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあったときは速やかにその旨を当行に通知し最寄警察署に届け出るものとします。
3. 偽造カードの使用に係る債務については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員または使用者は被害状況等の調査に協力するものとします。
4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員または使用者に故意または過失があるときは、その偽造カードの使用に係る債務について故意または過失のある会員および使用者が支払いの責を負うものとします。
5. 当行は、カードが第三者によって拾得される等当行が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当行の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員および使用者は予め承諾するものとします。

第17条（会員保障制度）

1. 前条第1項の規定にかかわらず、当行は、会員および使用者がカードもしくはカード情報またはチケット等の紛失・盗難により他人に不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察ならびに当行への届出がなされたときは、これによって会員および使用者が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、入会日から1年間とし、毎年自動的に継続されるものとします。
3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
 - (1) 会員または使用者の故意または重大な過失に起因する損害
 - (2) 損害の発生が保障期間外の場合
 - (3) 会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、カードまたはチケット等の受領に関しての代理人による不正利用に起因する損害
 - (4) 第4項の義務を会員が怠った場合
 - (5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - (6) 暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当行に登録されている暗証番号の管理について、会員および使用者に故意または過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。）

- (7) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合
 - (8) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当行が受理した日の61日以前に生じた損害
 - (9) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害
 - (10) その他本規約に違反する使用に起因する損害
- 4. 会員が損害のてん補を請求する場合において、当行が必要と判断した場合は、損害の発生を知ったときから30日以内に当行が損害のてん補に必要なと認める書類を当行に提出していただくとともに、当行または当行の委託をうけたものが被害状況等の調査を行う場合これに協力するものとします。
 - 5. 会員および使用者は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当行に通知し、当行と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。
 - 6. 会員および使用者は、当行から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当行に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員および使用者は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当行に支払うものとします。
 - 7. 会員および使用者は、前条第2項に従って当行に対して通知または届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当行が必要に応じて、当行が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。

第18条（カードの再発行）

カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当行所定の方法で届け出を行い、当行が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第19条（カードの有効期限）

- 1. カードの有効期限は、当行が指定するものとし、カード券面に印字され、あるいは当行所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日までとします。
- 2. 有効期限の2カ月前までにお申し出がなく、当行が引き続き会員および使用者として認める場合には、新しいカードと会員規約を送付します。ただし、届出住所宛に当行が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当行が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
- 3. 会員または使用者は有効期限経過後のカードを直ちに切断し、破棄するものとします。
- 4. カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

第20条（届出事項の変更等）

- 1. 会員が当行に届け出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合、遅滞なく当行の指定する金融機関または当行宛に所定の方法により届け出るものとします。

2. 前項の届出がなされていない場合でも、当行は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当行の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
3. 第1項の届出がないために当行からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、第1項の届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。
4. 会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号に該当すると具体的に疑われる場合には、当行は、会員および使用者に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員および使用者は、これに応じるものとします。
5. 当行は会員または使用者への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。
6. 当行は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員および使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員および使用者は届出に応じるものとします。

第21条（合意管轄裁判所）

会員、使用者と当行との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の所在地、商品等の購入地および当行の本社所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第22条（規約の変更、承認）

本規約の変更については当行から変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第23条（利率の変更）

キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、前条の規定にかかわらず、当行から利率の変更を通知した後は、変更後の利用分から変更後の利率が適用されるものとします。

第24条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当行の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限または停止に応じていただくことがあります。

第25条（準拠法）

会員、使用者と当行との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

カードショッピング条項

第26条（カードショッピング）

1. 利用可能な加盟店

使用者は、次の加盟店においてカードを利用することができます。ただし、使用者は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上傳票等の偽造・変造等の危険について充分注意するものとします。なお、（1）ないし（3）の加盟店にてカードショッピングの取引を行う目的は事業費決済のみとします。

（1）当行の加盟店

（2）当行と提携したクレジットカード会社（以下「提携クレジットカード会社」という）の加盟店

（3）VISA国際サービスアソシエーションと提携した銀行・クレジットカード会社（以下「海外クレジットカード会社」という）の加盟店

2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のもので認められない場合にはカードの利用ができません（カードに署名欄がある場合に限る）。なお、当行が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当行が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き

郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当行または他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、使用者の氏名、届出住所等を記入することにより、または電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。

4. オンライン取引の際の利用手続き

コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当行または他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、使用者の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。

5. ICカードの利用手続き

カードの種類がICクレジットカード（ICチップを搭載したクレジットカード）の場合には、当行が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、使用者自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。なお、ICチップを端末機等にかざしてご利用される場合には、当行が指定する加盟店においては、ご利用の金額に応じサインレス、もしくは売上票への署名をするものとします。ただし、端末機の故障等の場合または別途当行が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。

6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き

使用者は、当行が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手

段としてカードを利用することができます。この場合、使用者は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは使用者資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとします。また、使用者は、当行が必要であると判断したときに、使用者に代わって当行がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当行以外の法人等を経由する場合があります。）に対し通知する場合がありますことを、予め承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当行から複数のカードを貸与している場合には当行が貸与している別カードへの変更を含むものとします。

7. カードの利用に際し、原則、当行の承認を必要とします。この場合、使用者は利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当行が直接または提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して加盟店または使用者自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。

第27条（立替払の承諾等）

1. 会員および使用者は、当行に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当行が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当行に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当行が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員または使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当行に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。
 - (1) 当行が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと（立替払の現実の実行の前後を問わない）により、当行が会員および使用者に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当行が適当と認める第三者を経由する場合があります。
 - (2) 当行と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当行に債権譲渡する場合があります。この場合、当行が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社を除く）を経由する場合があります。
 - (3) 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当行が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当行が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。
 - (4) 海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いまたは当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当行が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当行が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。
2. カードの利用による取引上の紛議は会員および使用者と加盟店等において解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当行所定の方法によるものとします。
3. 会員および使用者は、カード利用に係る当行債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サー

ビス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当行に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員および使用者の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。

4. 会員および使用者は、カード利用により購入した商品の代金債務を当行に完済するまで、当該商品の所有権が当行に帰属することを承諾するものとします。

第28条（カードショッピング代金の支払区分）

1. 使用者は、カードショッピング代金の支払区分について、1回払いのみを指定することができます。
2. 会員のカードショッピング代金は、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日にお支払いいただきます。支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分。
3. 前項のお支払いは、事務上の都合により、支払期日の開始が遅れる場合があります。

第29条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員および使用者が日本国内の加盟店から見本・カタログ等により商品およびサービス（以下総称して「商品等」という）の購入を行った場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員および使用者は、加盟店に商品等の交換請求または当該売買契約の解除をすることができます。

キャッシュサービス条項

第30条（キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法）

1. 会員は、次の（１）、（２）に定める方法を使用者に行わせることにより、事業費資金とすることを取引を行う目的に当行から現金を借り受けることができます。
 - (1) 当行が指定する現金自動支払機に暗証番号を入力して所定の操作をする方法
 - (2) 国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当行の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名する方法
2. キャッシュサービスの利用可能な金融機関の範囲および手続きの種類については、当行が別途指定するものとします。

第31条（キャッシュサービスの借入金のお支払い）

1. キャッシュサービスの返済方法は元利一括返済、返済回数は1回とし、第8条の定めにより毎月の締切日までのご利用分と次項の利息とを合計し、翌月の支払期日にお支払いいただきます。
2. 借入金（付利単位100円）に対して、年15.0%の割合の利率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した利息をお支払いいただきます。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。

3. 日本国外におけるキャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、キャッシュサービスの借入金金は、第8条および第25条の定めにより換算された円貨とします。
4. 当行が別途指定するカードの会員は、当行が適当と認めた場合には、下記の方法により、キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。
 - (1) 当行が別途定める期間において、使用者が当行の提携金融機関の現金自動支払機から借入金の全額（日割計算にて返済日までの利息を併せて支払う）を入金して返済する方法
 - (2) 当行が別途定める期間に事前に当行に申出のうえ、当行指定口座への振込（振込手数料は会員または使用者負担）により返済する方法

第32条（キャッシュサービスのATM手数料）

1. 会員は、当行の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM等、または、海外クレジットカード会社等が設置するATM等を利用して借り受け、または当該借入金を当行の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM等を利用して臨時に返済する場合、当行所定のATM手数料を負担するものとします。その場合は、第32条第1項にて定める期間に発生したATM利用に係る手数料について、当月の支払期日に支払うものとします。
2. ATM手数料は、利用金額・返済金額が1万円以下の場合は100円（消費税等別）、利用金額・返済金額が1万円を超える場合は200円（消費税等別）とします。ただし、当行が認める場合は割引または無料とすることがあります。

<キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>

●返済総額および返済期間・返済回数

キャッシュサービス利用枠	返済予定総額	返済期間・返済回数
5万円	51,150円	最長56日・1回
10万円	102,301円	
20万円	204,602円	
30万円	306,904円	
40万円	409,205円	
50万円	511,506円	

※ 返済総額は、キャッシュサービス利用枠と同額を56日間（年365日）利用したと仮定した場合の返済総額となり、実際の返済期間・返済予定総額は、ご利用内容によって異なります。

※ キャッシュサービスご利用枠の設定が無い場合、キャッシュサービスご利用枠0万円、返済予定総額0円、返済期間・返済回数0日・0回となります。

<キャッシュサービスご利用に関する補足事項>

- 担保・保証人…不要
- 元本・利息以外の金銭の支払い…ATM手数料（取扱金額1万円以下：100円（消費税等別）、取扱金額1万円超：200円（消費税等別））・再振替等にかかる費用
- 会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務

を負いません。

- 貸金業法第 17 条第 1 項の規定により交付する書面または同第 6 項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

<ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. カード等の利用、請求内容等に係るお問い合わせおよび宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記クレジットカードデスクまでお願いします。
3. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当行クレジットカードデスクまでご連絡下さい。

<クレジットカードデスク>

〒 8 1 9 - 0 0 0 6 福岡市西区姪浜駅南 1 - 7 - 1

電話番号 0 9 2 - 4 3 2 - 6 1 2 2

4. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談はお取引店までお願いします。。
5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。

<VJ紛失・盗難受付デスク>

フリーダイヤル 0 1 2 0 - 9 1 9 4 5 6

上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。

東京 0 3 - 6 6 2 7 - 4 0 5 7 大阪 0 6 - 6 4 4 5 - 3 5 3 0

※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当行にご返却ください。

反社会勢力の排除

1. 会員または使用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 会員または使用者は、自らまたは第三者を利用して、当行に対し次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 会員が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、会員は当行から請求があり次第、当行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合にも、当行になんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、会員がその責任を負います。
5. 会員は、本契約締結日時点で会員と当行との間に存在するいっさいの融資・ローン・クレジットカード取引についても、本条項が適用される事に同意するものとします。

(2026年4月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項(ビジネスカード用)

<本同意条項は福岡銀行 VISA & マスターカード法人会員規約(ビジネスカード用) (以下「本規約」という) の一部を構成します>

第1条 (個人情報の収集・保有・利用等)

1. 使用者または使用者の予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者 (以下総称して「使用者等」という) は、本規約 (入会申込みおよび使用者の届出を含む。以下同じ) を含む当行との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報 (以下これらを総称して「個人情報」という) を当行が保護措置を講じた上で収集 (映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む) ・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内 (支払遅延時の請求を含みます) をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報 (入会申込書の写し・残高通知書等) を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等 (これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます) の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。
- ① 申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入または記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報 (以下総称して「氏名等」という) 、本規約に基づき届出られた情報、当行届出電話番号の現在および過去の有効性 (通話可能か否か) 、本規約に基づき届出られた情報、当行届出電話番号の現在および過去の有効性 (通話可能か否か) に関する情報、電話接続状況履歴 (全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる) ならびにお電話等で

のお問合せ等により当行が知り得た氏名等の情報（これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という）

- ② 利用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ID その他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報（加盟店等から当行が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という）
 - ③ 利用者のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
 - ④ 来店、お電話等でのお問合せ等により当行が知り得た情報（映像・通話内容を含む）
 - ⑤ 当行または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況
 - ⑥ 当行が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
 - ⑦ 官報や電話帳等の公開情報
 - ⑧ 利用者等のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IP アドレス等）等
 - ⑨ 本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）
2. 利用者等は、当行がクレジット事業（クレジットカード、ファクタリングを含む）、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業に関する次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。

- ① 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- ② 市場調査、商品開発
- ③ 宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
- ④ 当行が認める加盟店等その他当行の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信
- ⑤ 当行が認める加盟店等その他地方公共団体等および当行の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限り）

※なお、上記の当行の具体的な事業内容については、当行所定の方法（インターネットの当行ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

3. 利用者は、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）において、当行が第1項の①から⑨の個人情報を会員に提供することに同意します。
4. 利用者等は、当行が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に利用者等の個人情報を提供することに同意します。

第2条（個人情報の預託）

利用者等は、当行が当行の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、当行が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第 3 条（利用の中止の申出）

使用者は、第 1 条第 2 項の同意の範囲内で当行が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当行に対しその中止を申出することができます（以下、なお書きの内容を含めて同じ）。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第 8 条記載の窓口にご連絡下さい。なお、第 1 条第 2 項に同意しない場合でも、これを理由に当行が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第 4 条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 使用者等は、当行に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、使用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
当行に開示を求める場合には、第 8 条記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当行所定の方法（インターネットの当行ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、使用者等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第 5 条（会員契約が不成立の場合）

会員契約が不成立の場合であっても、使用者等が入会申込をした事実は、第 1 条第 1 項に定める目的および第 2 条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第 6 条（退会後または会員資格・使用者資格取消後の場合）

本規約第 1 1 条に定める退会の申し出または本規約第 1 2 条に定める会員資格・使用者資格の喪失後も、第 1 条第 1 項に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または当行が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第 7 条（規約等に不同意の場合）

当行は、使用者等が入会申込みまたは使用者届出に必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約または本同意条項の内容の全部もしくは一部を承認できないことや退会の手続きをとること、入会または使用者となることをお断りする場合があります。

第 8 条（個人情報に関するお問合わせ）

1. 第 3 条に定める中止のお申出は、下記の当行テレホンサービスセンターまでお願いします。
〈テレホンサービスセンター〉
〒810-8727 福岡市中央区天神2-13-1
電話番号 0120-788-321
2. 個人情報の開示・訂正・削除等の使用者等の個人情報に関するお問合せ・ご相談はお取引店までお願いします。

3. 個人情報の取扱に関するご質問・ご意見・苦情は下記の当行サービス監査室までお願いします。

〈サービス監査室〉

〒810-8693 福岡市中央区大手門1丁目8番3号

電話番号 0120-338-678

4. 本規約についてのお問合せ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、当行クレジットカードデスクまでご連絡ください。

〈クレジットカードデスク〉

〒819-0006 福岡市西区姪浜駅前南1-7-1 4階

電話番号092-432-7866

第9条（同意条項の位置付けおよび変更）

1. 本同意条項は福岡銀行 VISA & マスターカード法人会員規約(ビジネスカード用)の一部を構成します。
2. 本同意条項は当行所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

個人情報の共同利用について

当行は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当行ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

1. 会員または使用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 会員または使用者は、自らまたは第三者を利用して、当行に対し次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 会員が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、会員は当行から請求があり次第、当行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合にも、当行になんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、会員がその責任を負います。
5. 会員は、本契約締結日時点で会員と当行との間に存在するいっさいの融資・ローン・クレジットカード取引についても、本条項が適用される事に同意するものとします。

(2026 年 4 月改定)